

## 倉敷市物品購入等郵便入札心得

令和5年5月30日施行

令和6年9月24日改正

(趣旨)

第1条 この心得は、本市契約課における物品の購入及び物品の修理並びに印刷物において、郵便によって行う入札（以下「郵便入札」という。）にあたり、倉敷市物品購入等競争入札心得（以下「心得」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札の公告及び指名の通知)

第2条 市長は、郵便入札を実施する場合は、入札公告又は指名通知書（以下「入札公告等」という。）に次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 入札書の提出方法
- (2) 入札書の提出期限及び開札日時
- (3) 入札書の提出場所
- (4) 前各号のほか、その他必要と認める事項

(入札書の提出方法)

第3条 郵便入札における入札参加者（以下「入札参加者」という。）は、入札書及び入札公告等により指定する書類（以下「入札書等」という。）を入札書の提出期限までに、入札書の提出場所に到達するように郵送するものとする。ただし、やむを得ないと市長が認める場合は、持参も認めるものとする。

- 2 前項の規定により入札書等を郵送又は持参し提出する時は、入札参加者は入札書等を封筒に入れて封かんし、その封筒に「入札書在中」と記載するとともに入札に加わる事件名及び入札参加者の住所氏名を表示しなければならない。
- 3 入札参加者は、第1項の規定により入札書等を郵送する場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法によるものとする。
- 4 郵送又は持参し提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。
- 5 複数の案件を1つの封筒に封入し郵送する場合は、1案件ごとに1つの内封筒を使用し、全ての案件の最も早い提出期限までに到達するように郵送するものとする。

(入札書の保管等)

第4条 前条の入札書等を受領したときは、契約担当者は、その日付を記入し、開札日時まで

これを開封せず、厳重に保管しなければならない。

- 2 心得第5条の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合を除き、入札書を郵送又は持参提出後の入札辞退は認めないものとする。

(開札)

第5条 開札は、入札公告等に記載した日時に実施する。

- 2 前項の開札には、当該入札事務に関係のない職員が、1名以上立ち会わなければならない。

(再度入札)

第6条 郵便入札の開札において、心得第10条の規定により再度入札が必要となった場合には、市長が指定する方法により実施するものとする。

(入札の無効)

第7条 心得第7条で定める事項のほか、普通郵便又は宅配便等で提出するなど、第3条第1項及び第3項に定める提出方法によらない入札は、無効とする。

(落札の通知)

第8条 市長は、落札者を決定したときは、当該落札者にその旨を通知するものとする。

(郵便入札に係る費用の負担)

第9条 郵便入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

附 則

(施行期日)

この改正は、令和6年9月24日から施行する。